

原子力災害対策本部長 殿

広野町
緊急時避難準備区域復旧計画

平成23年9月
広野町災害対策本部

目次

I. 住民・役所関係	1
<u>1. 住民の移転</u>	
<u>2. 町役場機能の移転・業務再開</u>	
II. 学校等関係	2
<u>3. 幼稚園、学校等の再開</u>	
III. 病院等、福祉施設関係	3
<u>4. 医療機関・福祉施設の再開</u>	
IV. インフラ関係	5
<u>5. 上下水道の復旧</u>	
V. 除染関係	6
<u>6. 表土の除染</u>	
<u>7. 側溝の泥など生活圏の除染</u>	
VI. その他	6
<u>8. 各種公共機関等の復旧</u>	
<u>9. 産業・雇用</u>	
<u>10. 仮設住宅の整備</u>	

1. 住民・役所関係

1. 住民の移転

(1)対象者数

広野町は町内全域が緊急時避難準備区域であり、平成23年3月11日の被災時点での住基登録者数は5,490名、世帯数は1,967戸となっている。

<内訳:9月1日現在>

- ①広野在住者:275名
- ②県外在住者:1,173名
- ③県内在住者:4,010名(うち、いわき地区3,718名)
- ④死亡:29名
- ⑤居所非特定:3名

(2)帰還の意思確認

町への帰還の意思を有する住民の数及び世帯数を把握し、帰還に係る今後の町の取組・スケジュール等を確立する観点から、住民に対しヒアリングやアンケート調査等を実施する。

(3)住民に対する連絡と住民安心対策

町への帰還に関し、その手段・手続等について住民説明会や個別訪問等を通じて説明を行うとともに、住民安心対策の一環として、広野町役場本庁及び湯本支所において帰還に係る総合窓口を開設し、住民からの要望・相談に対応する。

また、町内の各地点にモニタリングポストを増設し、放射線量に関するリアルタイムのデータを表示するとともに、各家庭に線量計を配布するなど、生活空間における放射線量を町民が把握しやすい環境の整備を国に対して要請する。

(4)帰還開始・完了目標

上記の住民への意思確認・説明会や、相談窓口における相談対応等を実施し、除染やインフラ整備等、帰還に向けた環境が整備され次第、段階的に町としての帰還を開始し、平成24年中に帰還完了を目指す。

2. 町役場機能の移転・業務再開

(1)役場庁舎の現状及び復旧

役場本庁舎は、震災により庁舎3階の天井が崩落するなどの被害を受けている。これらに係る復旧工事を11月末までに完了し、復旧工事終了後の12月以降、国の支援を受けて庁舎内外の除染作業を実施する。また、本庁舎敷地内の除草については実施済みであるが、芝の張替え・樹木の伐採等については、放射線量を測定し決定する。

(2) 役場機能の移転・業務再開

現在役場機能は、いわき市内に開設した広野町役場湯本支所に移転し、役場本庁舎における業務は、宿日直者2名を配置し、戸籍・住民票・税関係の証明書の発行を行っている。

今後、広野本庁舎での業務再開を目指し、主に以下の事項に取り組む。

- ・総合行政システム等の本庁への移転、及び移転のための庁内ネットワーク環境の調査・整備
- ・本庁での業務を再開させた場合の、湯本支所における業務範囲の決定

なお、業務再開時期については、町民の帰還状況を考慮しながら決定することとし、機能移転に係る費用について、国からの支援を要請する。

II. 学校等関係

3. 幼稚園、学校等の再開

(1) 施設・設備等の現状

■ 保育所・児童館

5月16日に実施した応急危険度判定において、被害程度は少なく、「使用は可能」の判定結果が得られた。電気、水道、ガスについては利用可能であり、床暖房の設備については専門業者に依頼し今後確認する。

■ 幼稚園

現在の児童数は73人であり、多くの園児は、いわき市内をはじめ全国の幼稚園・保育園に就園している。

施設・設備の被害状況は、屋外の階段が破断されているほか、遊戯室の天井パネルの落下や壁柱の一部にひび割れがある状況にあり今後修繕が必要。

■ 小・中学校

広野小学校は289人が在籍し、うち約170人がいわき市内の30数校の小学校に区域外就学している。2学期からは、いわき市中央台南小学校の一部の7教室を間借りし、広野小学校を開校している。現在の広野小学校での就学者は70人。

広野中学校は228人が在籍し、うち約120人がいわき市内の約30校の中学校に区域外就学している。いわき市教育委員会との協議により、いわき市湯本第二中学校の教室の一部を間借りし、広野中学校を10月1日に開校する予定。

施設・設備面では、小学校の被災は軽微であるが、中学校は校舎及び特別教室棟の被災が大きく、法面等土地が動いている可能性があり、現在定点観測している。観測終了後、建物の補修等へ移行する。

(2) 除染

国の支援等により、保育所、幼稚園、小中学校の校舎内外や通学路(生活道路)はもちろんのこと、子どもの利用頻度が高い公共施設・公園等の徹底した除染を実施することが必要。

具体的には、学校施設においては校舎外壁洗浄、校舎内洗浄、校庭・園庭等敷地全域の表土剥離(最低5cm以上)、地域外土等での埋戻し、樹木の剪定・伐採等を行い、その他通学路等関連施設においても除染を行う。

保育所・児童館・幼稚園・小学校・中学校においては、国の支援により町内に新たにモニタリングポストを数か所設置し、それらを含め町外及び町内のリアルタイムの放射線量を玄関前に表示することにより、さらに詳細な放射線量の把握と周知を図る。また、通学路の除染が完了した段階においても、保護者等の不安が完全には払拭できないと考えられることから、当面の間は、国の支援によりスクールバスを活用した通園・通学を実施することとする。

(3)通園・通学の意思確認、再開時期

■保育所・児童館

除染の結果を踏まえ、保育所の対象となる乳幼児を持つ保護者の意識調査を実施する(保育所への入所要件は、両親が共働きなど児童を保育することができないと認められた場合に限る。)

児童館についても、広野小学校の再開を前提に、意識調査を実施する。

また、臨時職員(保育士、栄養士、調理師等)の勤務意思を確認し、保育所・児童館の再開を目指す。(再開時期は、幼稚園・小学校・中学校の再開時期にあわせる。)

■幼稚園

今後、保護者に対する入園意識調査により、入園の意思を有する児童数を把握し、平成24年度第2学期からの幼稚園再開を目指す。

■小・中学校

今後、保護者に対する入学意識調査により、入学の意思を有する児童数を把握し、平成24年度第2学期からの小学校・中学校再開を目指す。

なお、再開にあたり、現在県に対して申請している幼稚園・小中学校の空調設備設置に係る補助事業について、補助率及び補助単価の引き上げを要請する。

(4)公民館

安定した生活を営むための「心身のリフレッシュ」をスポーツに求めることも想定されることから、当町唯一の総合運動場「総合グラウンド」は除染を行い、安心して運動に親しむことができる場として整備を行う。

III. 病院等、福祉施設関係

4. 医療機関・福祉施設の再開

<医療機関>

(1)現状・課題

現在広野町には病院1施設、一般診療所2施設、歯科診療所2施設、調剤薬局2施設の、計7施設の医療機関が存在する。平成23年8月10日現在、通常診療を行っているのは病院1施設、診療の一部を再開したのが一般診療所1機関のみである。医療機関の再開に向けては、患者数の減少が懸念されることから、経営上の問題も課題となっている。

(2)再開へ向けた取組

町内の未再開の医療機関を対象として、業務再開に向けた意思確認(再開に向けた前提条件や全面的再開もしくは一部再開の確認)を行い、診療所敷地及び周辺の放射線量調査及び除染を行う。また、診療所等の被害状況確認、復旧見込の確認、医療スタッフの確保を行い、医療機関の修理・修繕、診療体制の確保(医療機器や医薬品の安定確保、救急・往診・夜間診療体制の確立等)ができ次第、医療機関の全面再開を目指す。

なお、医療機関の修理・修繕等の復旧費用はもとより、患者数減少に伴う収入減少等に対し、国の支援を要請する。

また、医師等の確保・派遣等については、国の支援により診察・診断に支障が生じないように努める。さらに、原子力発電所の事故に伴う地域住民の健康不安や健康被害に対処するため公的医療機関及び医療研究機関の誘致を要請する。また、今後、長期間にわたる県の健康管理調査が実施されることから、町民が地元で検査が受けられる検診施設の整備について支援を要請する。

一方、再開できない場合、もしくは部分再開のみとなる場合は、既存の病院での対応や診療所の新設などについて総合的に検討し、国及び県等から予算面・人材面(医師等の確保・派遣)について協力を得て、診察・診療に影響のない体制を構築する。

<福祉施設>

(1)現状

①老人福祉センター、老人デイサービスセンター(広桜荘)

両施設は、広野町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っていたが、施設・設備は地震により多少の被害があったものの、従来の事業実施が可能である。ただ、従来の施設利用者は、現在、広範囲に避難しておりそれぞれの避難先でサービスを受けている状況。

②特別養護老人ホーム(花ぶさ苑)

社会福祉法人養高会が平成22年4月に開所した施設であり、震災時には長期・短期合わせて37名の入所者がいたが、震災により県の協力の下、県外に全員移送されている状況。

③児童デイサービス事業所(のびっこらんど広野)

本施設は、富岡町にある社会福祉法人福島県福祉事業協会が平成22年に設置した発達障がい児を対象とした施設。主に利用していた広野町・楢葉町の児童・幼児は震災により避難しており、現在施設は休止状態である。

④避難生活の長期化に伴い、介護認定件数、施設入所希望者が増加傾向にあり、受け入れ先を確保するのが困難な状況となっている。

(2)再開へ向けた取組

①老人福祉センター、老人デイサービスセンター(広桜荘)、特別養護老人ホーム(花ぶさ苑)

施設運営者である「社会福祉法人広野町社会福祉協議会」及び「社会福祉法人養高会」に対し、業務再開の意思確認を行う。また、県外に所在する利用者に対する施設利用意向調査を実施し、ニーズの把握に努める。

再開にあたっては、放射線に対する不安からスタッフの確保が容易ではなく、生活環境の整備にも相当の時間を要するものと考えられるが、一方で避難生活の長期化に伴い、従前の入所者のもとより、そのほかの避難者からの避難先における特養施設等のニーズは高まっている。

本年 8 月厚生労働省から仮設の特別養護老人ホーム等の建設が認められたことから、従前入所者のほか新規の受け入れを可能とする相当規模かつ恒久的利用が可能な特養施設等を、現在多くの町民が避難しているいわき市内へ建設するための全面的な支援を要請する。

また、帰還後において施設利用希望者の増加が予測されることから、本町への新たな老健施設等の建設について特段の支援を要請する。

なお、スタッフ、生活環境等が整った上で、入所者の広野町への帰還を実施し、帰還に際しては国の全面的支援を要請する。

②児童デイサービス事業所(のびっこらんど広野)

施設運営者に対し、業務再開の意思確認を行う。なお、学校の再開時期と合わせて再開できるよう要請する。

IV. インフラ関係

5. 上下水道の復旧

(1)上水道

6月30日より、津波被災地域を除く広野町内の給水区域においては、水道水の給水が再開されている。今後、双葉地方水道企業団と連携し住民の帰還後の安定的な供給に努める。

なお、Jヴィレッジ周辺施設へは、現在は応急対策として、広野町にある「小滝浄水場」から給水をしている状況にあるため、楢葉町にある「小山浄水場」からの給水再開を関係機関に要請する。

(2)下水道

<下水処理施設の健全性確認>

「下水道地震・津波対策技術指針検討委員会」第2次提言に基づき、目標の処理水質を確保できるよう維持・管理し、流入水の沈殿・消毒・生物処理をすることにより、段階的に放流水質が向上するよう取り組む。

<下水管網の健全性確認>

維持・管理している下水道管渠かんきょの全区間を調査し、被災区間の早期復旧と下水簡易処理施設及び広野浄化センター処理場全体の復旧について関係機関と協議し、平成24年度末の再開を目指す。

V. 除染関係

広野町では、国の「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき「広野町放射性物質除染実施計画」(以下「実施計画」)を策定し、町の具体的な除染方針・手法・スケジュール等について定め、技術面・財政面等における国の全面的な支援のもと、町内の除染に万全を期する。さらに、町内の詳細なモニタリングの実施と、除染に関する専門的な人材の町への派遣について、国に支援を要請する。

6. 表土の除染

町内全域の表土除去は困難であるため、子供が集まる文教施設・公共施設を優先的に実施する。また、民地等は、処分後の仮置場の容量の関係上、住民が希望する庭等の生活環境に密接に関係する箇所の除染を実施する。除去後の表土等の処分場は、当面は町が指定した仮置場に置くが、容量に限りがあるため、最終処分先を早期に決定するよう国等へ要請する。農地は、町が土壌の詳細なモニタリング調査を実施し、国が今秋までにとりまとめる予定の除染指針を踏まえ、中山間地域等直接支払事業と連携して町内の田畑等における除染を実施する。

なお、農地や農作物、森林の放射線量測定にかかる費用の財源確保や、農地や森林、河川など農林業基盤の除染実施に係る支援を国に対して要請する。

実施計画策定後、町が主体となり文教施設・公共施設の除染を優先的に実施し、民地等は除染の進捗状況に応じて実施する。

7. 側溝の泥など生活圏の除染

町としては、実施計画に基づき、通学路を重点に側溝の泥上げや住環境の除染を、町民の協力を得ながら町が依頼した除染作業員や専門業者等において実施する。また、仮置場に置かれた放射性物質は、放射線の影響を拡大させないため、放射線の知識を有する専門業者に収集・運搬・処分を含む全般の管理を委託する。

VI. その他

8. 各種公共機関等の復旧

(1)各種インフラ

①町営住宅・各地区集会所

<浜田団地>

震災による津波で全壊している状況のため、既入居者に対しては、今後の入居に関する意向確認を行い、ニーズ把握に努める。代替住宅完成までの仮設住宅については、町の帰還開始までに建設する。

<その他の町営住宅>

安全性の確認、ガス等の設備関係の点検・調査及び住宅周辺の除草・伐採、除染作業を実施する。

桜田住宅においては、平成23年度中に契約が満了する42世帯について、入居に関する意向確認と共に契約更新の手続きを行い、意向調査の結果多くの転出希望者があった場合、浜田団地完成までの代替住宅としての利用を検討する。

<各地区集会所>

外観目視による調査で、上北迫・正木内地区集会所の外壁等にひび割れ等が確認されており、専門家の助言を受けて復旧工事を実施する。他の集会所も必要に応じて専門家の助言を受けて、同様に改修工事を実施する。(除染(除草・表土入替等)の実施時期・手法については別途検討する。)

双葉地方広域市町村圏組合の消防業務、清掃業務に従事する職員の宿泊所として現在貸与している4集会所(折木・二本柵・長畑・浜田)は、町民の緊急避難や住民説明会等で利用することを考慮し、緊急時避難区域解除後の使用について貸与先の機関と協議する。

②農業用水

被災した用排水路は、災害復旧工事を早急に実施する。また、農業用水の管理は、町内の各水利組合が行ってきたため、中山間地域等直接支払事業を活用して行う。水利組合がない地区は、農業用水を必要とする者が自主的に行う。

③道路

被災した町道は、交通規制が解除できるよう災害復旧工事を早期に発注し、全路線が使用できるよう努める。更に、国道・県道について、関係機関と連携し早期の復旧に努める。

④堤防等

被災した堤防等は、国・県の災害復旧計画と町の復興計画との整合性をとりながら、早期に復旧できるよう関係機関に対して要請する。

⑤ゴミ収集・処理

郡内8町村により構成された双葉地方広域市町村圏組合が処理施設を管理運営。処理施設は警戒区域内で一部稼働しており、広野町、榎葉町及び川内村の3町村内での収集・処理をしているが、発生する焼却灰等の最終処分について国に対し支援を要請する。

⑥火葬場・し尿処理施設

両施設は警戒区域内にあることから、警戒区域外への新たな火葬場・し尿処理施設建設の検討や、隣接するいわき市への受け入れ要請などを広域圏組合と連携して進める。

(2)警察・消防

警察については、双葉警察署広野分署の配置・施設整備を要請する。また、消防については双葉地方広域市町村圏組合の常備消防の存続を要請するとともに、非常備消防である広野町消防団の団員確保支援を国に要請し、町の治安維持・強化を図る。

(3)公共交通機関

町民バスの定期運行開始に向け、車両の点検・整備を実施する。運行再開については、町民帰還の状況や、幼稚園・小学校の再開時期等を勘案するとともに、運行ルートや運行時刻の見直しを行う。

鉄道に関しては、JR常磐線久ノ浜～広野間の運転再開に向けて、引き続きJR東日本に対して早期復旧を要請する。

9. 産業・雇用

(1) 農畜産業・林業

農地については町の除染アドバイザーからの助言等により除染方法を確立し、速やかに農地に適した除染を実施することにより、早期の農業再開を目指す。

出荷期を迎えた園芸作物、土壌等については、県で実施している緊急時モニタリング検査と福島工業高等専門学校の協力による検査を活用して、町内を広範囲にできるだけ多くの品目をサンプリング採取して、安全性を確認する。

さらに、出荷や摂取が制限されている作物の制限解除に向けて、県の園芸産地再生緊急対策事業を活用して、代表的な品目(ブロッコリー・キャベツ・ホウレンソウ・カブ)を町内4カ所に設けた放射線モニタリング実証圃に順次作付し、定点観測を行い生産活動再開に向け取り組む。

繁殖牛、肥育牛については、適切な飼育管理や全頭検査などによる安全管理体制を徹底させ、飼育農家の増加に向け支援する。また、養鶏養豚については、緊急時避難準備区域の解除後再開できるよう、飼育農家に情報提供等の支援を行う。

また、林地については、放射線量が平地に比べ高い値を示すことも多いため、引き続き詳細なモニタリング調査を実施し、林業再開に向けた方策の検討を継続する。

(2) 商工業・観光業

商業については、国・県の各種助成等の活用により、商店街機能の再開と町民の生活に欠かせないスーパーなどの商業施設の強化及び流通・物流網の強化を図るとともに、商店街再開に関するマップの発行等を通じて商業機能の再開を町民に周知し、商業の振興につなげる。工業については、広野町工業団地内の企業の再開が進んでいるが、社員の住居確保に苦勞している企業が多いため、除染が完了するまで、子供を持つ世帯の住宅確保を推進する。

また震災以降、壊滅的な状況となっている観光業に関しては、長期ビジョンの策定と風評被害の払拭が重要なため、国・県と連携し長期的な支援を行う。

(3) 雇用

住民の帰還にあたり重要な雇用に関しては、①放射線医療の最先端機関の誘致、②農産物等の加工に関する放射性物質除去及び内部被ばく研究機関の設置、③原子力災害に関するオフサイトセンター等の設置、④太陽光エネルギーのモデル地区の誘致、⑤新産業(ベンチャー企業)に対する資金融資などの支援措置を国に要請し、新たな企業誘致等を早期に実現させるとともに、東京電力関連のパート及び県で進めている緊急雇用対策事業を活用し、「除染のプロフェッショナル」を育成・雇用する場を確保する。

10. 仮設住宅の整備

町内で全壊等の家屋の被災住宅のために町内に木造の応急仮設住宅等の速やかな供給を要請するとともに、恒久的な住宅を整備する際には支援をお願いしたい。今後概ね以下の手順で速やかな整備を目指す。

- ① 建設場所候補地の調査
- ② 意向調査の実施(建設戸数の確定)
- ③ 福島県都市計画課、営繕課、建築住宅課との打ち合わせ
- ④ 建設場所を選定し住宅建設・整備

上記の復旧計画を実行するにあたり、次の項目を国に対して要請する。

- ① 東日本大震災発生以降、当初予定していない事態に対応するための起債で町の借入金は増加しており、加えて、今後税収の大幅減が想定されることから、これらに対する補てんを要請する。ⁱ⁾
- ② 地方自治体の財政力指数の高低にかかわらず、復旧・復興に必要な予算の確保については交付税によらない措置等を含め、支援を要請する。
- ③ 除染費用については、一時的なものではなく、将来にわたって費用が発生することから、継続的な支援を要請する。
- ④ 復旧計画の実施にあたっては、更なる業務量の増加が想定されることから、継続的な人的支援を要請する。

以上

ⁱ⁾ 補正予算に係る地方債の交付税措置があることは承知しているが、東京電力株式会社に係る大規模償却資産があるため基準財政収入額が多く、平成 23 年度ベースでみると公債費の基準財政算入額が 116,133 千円であるのに対し、普通交付税交付額は 59,048 千円でしかない。つまり、交付税措置をしているといっても、不交付団体の財政力指数(1.00)に限りなく近い当町にとっては交付税措置ではほとんど意味がなく、これまでの枠組みにとらわれない財源補てんをしていただきたい。